

岩手県告示第589号

平成22年5月21日付け岩手県報第10965号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年岩手県告示第497号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - （1） 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 大船渡市大船渡町字丸森90の3、94の2
 - （2） 所在が不明である通知の相手方 大西平太郎ほか43名、船本伸治郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所